

倉敷市社会福祉施設等整備計画（令和8年度保育所等大規模修繕・プール設置・増築工事分）募集要領

令和7年5月12日

倉敷市保健福祉局

1 趣旨

社会福祉法人又は学校法人が行う保育所又は認定こども園施設整備に対して助成を行うことにより、経営の安定と入所児童の処遇向上を図る。

2 募集事業

倉敷市民間社会福祉施設等整備費補助金（単市補助）による施設整備

施設種別	整備区分	整備地区	整備施設数
保育所又は認定 こども園※1	大規模修繕※2	市内全域	4施設程度
	乳幼児用プール設置※3		2施設程度
	増築工事※4		1施設程度

※1 認定こども園は、幼保連携型又は保育所型に限る。

※2 倉敷市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱 別表第5に定める単市補助事業を示す。

※3 倉敷市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱 別表第6に定める単市補助事業を示す。

※4 遊戯室等を保育室として使用している保育所等が行う、定員増を伴わない処遇改善のための増築を対象事業とし、保育室増築及び保育室増築に伴う廊下、便所、建築設備等の施設整備を行う計画であること。また、補助対象経費及び補助額は、倉敷市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱 別表第7を参照のこと。

3 整備年度

いずれの事業も令和8年度末までに整備が完了すること。

4 募集期間・応募方法

(1) 募集期間

ア 大規模修繕及び乳幼児用プール設置

令和7年5月12日（月）から令和7年6月20日（金）午後5時15分まで

イ 増築工事

令和7年5月12日（月）から令和7年7月11日（金）午後5時15分まで

(2) 応募方法

所定の応募書類（事業計画書）に必要事項を記入し、募集期間内に持参し、受理されること（郵送は不可とする）。書類に不備があれば受理しないので注意すること。

(3) 提出部数等

A4のフラットファイル（色指定なし）に、仕切紙（仕切紙に添付書類の項目が分かるようにインデックスを付ける。）を挟み、2部提出すること。なお、提出された事業計画書は、返還しない。

(4) 応募・問合せ先

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

倉敷市保健福祉局保健福祉推進課

TEL 086-426-3303

なお、応募書類等については、次のホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/fukushi/welfare/1004016/1016329/1016840.html>

5 応募資格

現に市内で認可保育所又は認定こども園を運営する社会福祉法人又は学校法人

6 施設整備の方針

(1) 建物及び設備計画

建物及び設備計画は、都市計画法、都市再生特別措置法、建築基準法、消防法、国通知、その他関係法令等の規定に適合するものであること。事前に関係部局と協議し、必要な許認可等を受けることができる計画であること。

(2) 資金計画

既存の事業に影響を与えることなく、建築費、設備費、工事事務費、運転資金及び償還財源等を確実に保有するとともに、事業費高騰等不測の事態に対応できるよう余裕をもった資金計画とし、予備費を計上していること。また、整備後においても健全かつ安定した事業運営が確認できる計画であること。

(3) 補助金の額

計画する上での補助金の額は、倉敷市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱により

算出された額とする。ただし、補助金の額を確定させるものではない。

7 審査方法

施設整備に係る審査・選定は、倉敷市社会福祉施設整備等審査会（以下「審査会」という。）において行う。

8 今後のスケジュール（予定）

令和7年 8月上旬 事業計画書に対する詳細をヒアリング（大規模修繕・増築工事）

8月下旬 審査会において、整備対象となる事業計画を選定

9月 選定された事業計画の法人名・代表者名等を公表

9 その他

(1) 審査会において補助協議対象施設として選定された場合にあっては、その時点で当該補助が確定したわけではなく、当該補助に係る予算が倉敷市議会において議決された場合にのみ補助対象となることに留意すること。

(2) 応募書類の作成に伴う一切の費用は、応募者の負担とする。

(3) 応募された事業計画は、審査会において、資金計画や改修計画等を総合的に審査し選定されるものであるため、選定された事業計画は当然に遵守すべきものである。したがって、原則として変更は認められないため、十分に検討を行った上で、実施可能な計画として応募すること。なお、選定以後に計画変更が判明した場合には、選定を取り消す場合がある。

(4) 施工業者等の選定は、補助金の内示後に行うこと。また、施工業者等の選定に当たっては、倉敷市の契約方法に準拠した入札を行うこと。なお、大規模修繕及び増築工事については、設計者は入札に参加できない。

(5) 大規模修繕及び乳幼児用プール設置整備については、実際に入札等を行った結果、総事業費が100万円（消費税及び地方消費税を含む。）を下回ることが判明した時点で交付対象外となる点に留意すること。